

平成30年4月から 新しい国保制度がスタートしました

県と市町村が共同で 国保を運営します



見直しによる主な変更点

- ▶平成30年度から、**県及び市町村が国民健康保険の保険者となりました。**
- ▶平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の県名が表記されます。

県の主な役割

平成30年4月から、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担います。

- 平成29年11月に作成した鹿児島県国保運営方針（県内の統一的な方針）に基づき、市町村の事務効率化・標準化・広域化などを推進します。

市町村の主な役割

国民健康保険の窓口は平成30年4月以降も引き続き、お住まいの市町村です。

次に記載する事務は今後も**市町村**が行います。

- 被保険者証等の発行
 - 住所変更や加入脱退の手続き
 - 高額療養費やその他療養費等に係る手続き
 - 特定健診などの保健事業の実施
 - 保険料(税)の賦課・徴収
- など

ご不明な点についてはお住まいの各市町村国保担当窓口へお問い合わせください。

制度についての詳細は

鹿児島県 国保制度改革

で

検索



鹿児島県



かごしま
明治維新博
150th Anniversary

©鹿児島県